

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年2月26日（平成30年（行情）諮問第121号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行情）答申第187号）

事件名：官邸対策室が北朝鮮による核実験の実施に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「官邸対策室が北朝鮮による核実験の実施に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる23文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月13日付け閣副事態第523号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（3）不開示処分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって、不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないことと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(4) 他にも文書が存在するはずである。

対象となるテーマの重要性を鑑みると、特定された文書はあまりにも少ない。他にも関連文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙に掲げる23文書を特定し、平成29年11月13日付け閣副事態第523号により法5条1号、2号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、①不開示部分の取消し、②電磁的記録の特定、③不開示部分の対象部分の特定、④他にも対象文書がある旨の審査請求が提起されたものである。

2 法5条該当性について

(1) 文書16及び文書22の一部には、国の機関の電話番号が記載されており、これを公にすると、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書16、文書18及び文書22の一部には、個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書16ないし文書18、文書21及び文書22の一部には、政党の電話番号、FAX番号、内線番号又はメールアドレスが記載されており、業務上必要な関係者以外には公にされていない非公表の情報であることから、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、当該政党の業務に支障を来すなど、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである。」旨主張するが、処分庁は、上記2のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断しており、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当である。

- (2) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」旨主張するが、処分庁は原処分において、本件対象文書について、官邸対策室が北朝鮮による核実験の実施に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全てを特定しており、本件審査請求を受け、本件対象文書の電磁的記録について改めて探索させたが、行政文書ファイル等で一体的に管理するため、紙媒体で保存することとし、電磁的記録を廃棄していることから、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。以上のことから、処分庁は、本件対象文書を適切に特定していると認められる。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」旨主張するが、不開示とした部分は、上記2のとおり原処分において適法に特定されていると認められる。
- (4) 審査請求人は、「他にも文書が存在する」旨主張するが、処分庁は行政文書ファイルにつづられている文書を全て特定しており、本件審査請求を受け、特定した文書以外の本件対象文書について改めて探索させたが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。
- 以上のことから、処分庁は、文書の特定に漏れはないと認められる。
- (5) 以上より、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月13日 | 審議 |
| ④ 同年6月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる23文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、次のとおり説明があった。

ア 処分庁において、審査請求人が本件開示請求文書でいう「核実験の

実施」等を含む緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合は、「緊急事態に対する政府の初動対処態勢について（平成15年11月21日閣議決定）」等に基づき、当該緊急事態の状況に応じて、事案対処を行うこととなっている。

イ 処分庁においては、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付標準文書保存期間基準（以下「保存期間基準」という。）によって、行政文書の保存期間を定めている。

核実験の実施事案に係る行政文書は、保存期間基準において、「事案関係資料」が例として挙げられている「情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書」に該当し、その保存期間は3年とされており、その後処分庁において保存期間は2年延長されていることから、平成24年度より前の本件請求文書に該当する行政文書は、保存期間満了に伴い既に廃棄している。

よって、別紙に掲げる、原処分で特定した23文書は、いずれも平成24年度以降、本件開示請求時点までに北朝鮮が核実験を実施した平成25年2月12日、平成28年1月6日、同年9月9日及び平成29年9月3日の各日の当該各事案に関連して官邸対策室が作成・取得した文書である。

処分庁においては、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は作成も取得もしておらず、保有していない。また、本件対象文書の電磁的記録は、文書を行政文書ファイルに紙媒体で一体的に管理する観点から、既に廃棄しており、保有していない。

ウ 本件開示請求を受け、処分庁において、念のため、執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

さらに、本件審査請求を受け、処分庁において、再度、同様の探索を行ったが、本件対象文書以外の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書以外に本件請求文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房副長官補において本件対象文書の外に本件請求文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 国の機関の電話番号及びメールアドレスについて

文書16及び文書22の各不開示部分のうち、事態室担当者の連絡先部分には、国の機関の非公表の電話番号及び当該担当者のメールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 個人に関する情報について

文書16(下から4行目)、文書18(下から2行目)及び文書22(下から6行目)の各不開示部分には、政党の担当者の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 政党の電話番号及び内線番号等について

文書16(下から3行目ないし1行目)、文書17、文書18(下から5行目及び下から1行目)、文書21及び文書22(下から5行目ないし1行目)の各不開示部分には、政党の公開されていない電話番号、内線番号及び政党職員のメールアドレス等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、当該政党の業務に支障を来すなど、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、内閣官房副長官補において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 お知らせ
- 文書 2 北朝鮮による核実験実施情報に係る政府の主な対応
- 文書 3 お知らせ
- 文書 4 お知らせ
- 文書 5 北朝鮮による核実験について
- 文書 6 自由民主党 北朝鮮核実験問題対策本部関連
- 文書 7 公明党 北朝鮮核実験対策本部関連
- 文書 8 民主・維新 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 9 おおさか維新の会 国会議員団 政務調査会 合同部会長ヒアリング関連
- 文書 1 0 民主党拉致問題対策本部総会関連
- 文書 1 1 公明党安全保障部会関連
- 文書 1 2 民主・維新 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 1 3 国防部会関連
- 文書 1 4 お知らせ
- 文書 1 5 北朝鮮の核実験について
- 文書 1 6 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 1 7 公明党 北朝鮮核実験対策本部関連
- 文書 1 8 民進党 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 1 9 お知らせ
- 文書 2 0 北朝鮮の核実験について
- 文書 2 1 北朝鮮問題対策本部関連
- 文書 2 2 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 2 3 民進党部会関連